

【参考】福岡県済生会福岡総合病院看護師特定行為研修
区分別科目実習に係る協力施設要項

当院の特定行為研修臨地実習については原則自施設で行います。この場合、受講者の所属施設は指定研修機関（当院）の協力施設となつていただき、厚労省への申請が必要です。申請要件は以下をご参照ください。

- 1) 研修生が実習を行う期間は業務から外すことができること
- 2) 指導を行う指導医がいること（※以下のいずれかを満たすこと）
 - ・「医師の臨床研修に係る指導医講習会」を受講していること
 - ・臨床経験が7年以上かつ医師臨床研修指導歴が4年以上あること
 - ・臨床経験が7年以上かつ担当分野に関する医学生への指導歴が4年以上あること
- 3) 特定行為の症例数が確保できること（※特定行為1行為につき5症例以上）
- 4) 指導者と連携し、研修目標が達成できるように管理する責任者が配置されていること
- 5) 事務手続きを行うための担当者が配置されていること
- 6) 緊急時の対応体制が整備されていること
- 7) 実習に係る医療安全管理体制が整備されていること
- 8) 実習に係る患者への同意説明、相談対応体制が確保されていること

ご不明な点ございましたらお問い合わせください。

福岡県済生会福岡総合病院

TEL 092-771-8151（代表）

特定行為研修指導補助者：看護部 三山（内線 2249）

事務担当者：総務課 宮崎（内線 5551）

Email tokutei@saiseikai-hp.chuo.fukuoka.jp